

入管庁審第1153号

令和6年6月24日

入 国 者 収 容 所 長 殿

地 方 出 入 国 在 留 管 理 局 長 殿

地 方 出 入 国 在 留 管 理 局 支 局 長 殿

出入国在留管理庁長官 菊 池 浩
(公印省略)

D V 事案に係る措置要領の一部改正について（通達）

令和5年6月16日に公布された「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律」（令和5年法律第56号）が本年6月10日から施行されたことに伴い、D V 事案に係る措置要領の一部を改正することとしたので通達します。

おって、管下出張所長に対しては、貴職から通知願います。

添付物

D V 事案に係る措置要領

1 部

D V 事 案 に 係 る 措 置 要 領

(平成20年7月10日制定)

(平成30年1月29日改正)

(令和4年1月12日改正)

(令和6年6月24日改正)

第1 総則

1 目的

本要領は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（平成25年12月26日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号。令和5年9月8日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号。以下「DV防止基本方針」という。）を踏まえ、地方出入国在留管理局（支局及び出張所を含む。）及び入国者収容所（以下「地方局等」という。）において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）（以下「DV防止法」という。）第1条に規定する配偶者からの暴力を受けた外国人又は同法第28条の2に規定する生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手（以下「生活の本拠を共にする交際相手」といい、「配偶者」と併せて「配偶者等」という。）からの暴力を受けた外国人（以下「DV被害者」という。）を認知した場合の措置及び実施体制その他必要な事項を定め、もって配偶者等からの暴力を受ける事案（以下「DV事案」という。）に適切に対処するとともにDV被害者の保護を図ることを目的とする。

2 基本方針

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められていることに鑑み、DV被害者の保護を常に念頭に置き、在留審査又は退去強制手続において、DV被害者に対しては、本人の意思及び立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案して、人道上適切に対応しなければならない。

その手続においては、DV被害者が心身共に過酷な状況に置かれていることに十分配慮し、DV被害者の心身の状況等に応じてきめ細かい対応を行うものとする。また、DV事案に適切に対応するため、地方局等は、警察、女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター、NGO団体等と連携を図り、DV被害者の保護や加害者の摘発、通訳人の確保等につい

て相互に協力するよう努めるものとする。

3 DV被害者の定義

本要領において、「DV被害者」とは、上記1のとおり、配偶者等からの暴力を受けた外国人をいうところ、DV防止法の内容や趣旨を踏まえ、以下の点に留意する。

- (1) 同法における「配偶者」とは、いわゆる法律婚が成立している婚姻関係がある場合に限らず、婚姻届を出していない、いわゆる「事実婚」を含む。
- (2) 同法における「生活の本拠を共にする交際相手」の「生活の本拠を共にする」場合とは、被害者と加害者が生活の拠り所としている主たる住居を共にする場合を意味するものと考えられており、居住期間の単純な長短のみで「生活の本拠を共にする」かが決まるものではなく、生計が同一であるかどうかという点も、「生活の本拠を共にする」かどうかの判断に当たっての主たる要素とは考えられていない。
- (3) 離婚（事実婚において事実上離婚と同様の事情に入った場合を含む。）及び生活の本拠を共にする交際関係を解消（以下「離婚等」という。）した後、元配偶者等から引き続き暴力を受ける場合（注）も、DV被害者に含まれる。

（注）離婚等の前から配偶者等からの暴力を受けていて、離婚等の後も、当該元配偶者等から引き続き暴力を受けている場合をいう。

なお、下記4のとおり、暴力の形態には、身体的暴力のみならず、精神的暴力、性的暴力等があるところ、（離婚等の前には配偶者等からの暴力を受けていなかったが、）離婚等の後になって初めて、元配偶者等から身体的暴力を受けたと述べる場合であっても、詳細に事情を聴取すると、離婚等の前から精神的暴力等を受けていることもあることから、このような可能性にも留意して離婚等の前の状況を確認して慎重に判断する必要がある。

（参考1）DV防止法

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（参考2）DV防止法の「生活の本拠を共にする交際相手」と「事実婚」との違いについて（平成25年のDV防止法の一部改正当時のQ&Aより抜粋）

「いわゆる法律婚と事実婚の違いについては、『婚姻意思』『共同生活』『届出』のうち、『届出』がないものが事実婚として整理されるのが一般的です。今回、対象とする『生活の本拠を共にする交際相手』については、さらに『婚姻意思』も認められない、『共同生活』のみを送っている場合を想定したものです。したがって、共同生活を送っているが『婚姻意思』が認定されないために、『事実婚』としての救済対象とならなかったようなケースが、今回新たに保護の対象となるものとなります。」

4 DV被害者に係る暴力の形態

DV防止法において、DV被害者に係る「配偶者からの暴力」とは、「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう」と定められている（同法第1条第1項）。

身体に対する暴力以外の「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」とは、いわゆる精神的暴力又は性的暴力のことと考えられており、刑法上の脅迫に当たる言動もこれに該当する。

身体的暴力、精神的暴力又は性的暴力のそれぞれの例について、別紙1を参照のこと。

5 在留を認められないDV被害者への対応

出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）上、DV被害者であることのみをもって我が国での在留を認めることとする在留資格はなく、DV被害者である外国人が在留を希望しても、在留を認められない場合がある。

しかしながら、DV被害者については、DV防止法上の保護の対象であることに留意し、当該外国人の在留が認められるか否かにかかわらず、在留審査手続又は退去強制手続のいずれにおいても、本要領に従って適切に対応しなければならない。

第2 実施体制

1 DV対策事務局

- (1) 地方局等（出張所を除く。）の総務課にDV対策事務局（以下「事務局」という。）を置く。
- (2) 事務局の長（以下「事務局長」という。）は、総務課長とする。
- (3) 事務局長は、事務局の事務を統括するとともに、地方局等内の各課・部門等の連絡・調整を行う。
- (4) 事務局は、関係行政機関、在日外国公館、NGO団体、一般人等からのDV事案に関する情報提供の窓口となり、情報提供を受けたときは、その内容を速やかに所属長に報告するとともに、関係する課・部門等の課長、首席審査官又は首席入国警備官に連絡する。
- (5) 課長、首席審査官又は首席入国警備官は、認知したDV事案に対する措置が所属庁の他の課・部門等又は他の地方局等の事務にまたがるものであるときは、当該課・部門等又は当該地方局等の担当する課長、首席審査官又は首席入国警備官と連絡を密にし、当該事案に対する措置が円滑かつ適切に行われるようにしなければならない。
- (6) 事務局は、在留審査手続又は退去強制手続を行う各部門等に、DV防止・DV被害者保護に係る関係機関が作成したポスターの掲示やリーフレットの設置を適宜行うなどして、DV被害者等が相談しやすい環境を整える。

また、各地方局等の実状に応じ、可能な場合には、下記2の研修受講や経験等からDV事案に一定の知見を有する職員がDV被害の相談に対応することとして、より一層DV被害者等が相談しやすい環境づくりに努める。

2 職員に対する研修

- (1) 事務局長は、DV事案に関する法令、DV防止基本方針、用語等に関

する知識及びDV被害者に対する事情聴取等における留意点（第3の2（2）から（5）までを参照）について、職員が正確に理解し、習得できるよう研修を行うなどして指導しなければならない。

- （2）課長、首席審査官及び首席入国警備官は、所属の課・部門等の職員に対し、本要領に掲げる措置等、DV事案に係る手続について周知徹底を図らなければならない。

3 職員の基本的心構え

出入国在留管理庁及び地方局等に勤務する全ての職員は、出入国在留管理行政の全ての手続において、DV被害者に接する可能性があることを常に意識し、本要領を精読するほか、積極的に上記2の研修を受講するなどして、DV事案に関する知識、DV被害者の認知手法・対処手法等のより一層の習得に努めるものとする。

第3 共通事項

1 DV被害者等を認知するための端緒

DV被害者又はDV被害者である可能性が認められる者（以下「DV被害者等」という。）を看過せず認知することが必要である。そのためには、第1の3（3）（注）のほか、DV被害をほのめかすような言動や事情等があったときは、本人から具体的な供述を引き出すよう丁寧に聴取することが必要である。

DV被害者等を認知する端緒としては、例えば、次のような事情が挙げられる。

- （1）本人又は本人の関係者が、第1の3及び4（別紙1を含む。）に記載した事実の存在をうかがわせる供述を行うこと
- （2）本人又は同居する家族（特に子ども）の身体に外傷、痣、やけど、内出血等があり、受傷の経緯や受診の有無等について説明を求めても、説明が曖昧又は不自然であること
- （3）事情聴取等において、配偶者等の話題を避ける、配偶者等に怯えている、自殺念慮がうかがわれる、自分自身を過剰に責める、話し方がぎこちない、心身の不調を訴える、顔色が悪い、落ち着かない、パニックになる、子どもが配偶者等から虐待を受けているなどの言動が見られること
- （4）在留審査手続又は退去強制手続において、必要書類の提出に時間がかかる、出頭に応じないなど配偶者等からの協力が得られないこと
- （5）地方局等に対し、在留審査手続又は退去強制手続について配偶者等から執拗に問合せがあること。退去強制手続で収容中に配偶者等から本人

に毎日大量の手紙等が届くこと

- (6) 本人からDV被害の直接的な供述はないが、配偶者等から私物や室内を壊されたなどのDVの可能性をうかがわせる間接的な供述があること。また、実態調査等において、室内の壁等の破損が確認される、近隣住人等からDVをうかがわせる証言があること

(参考) SNSにおいて、DV被害の直接の書き込みはないが、配偶者等が無断外泊する、用意した食事を食べない、物を壊された、病院に行った等の書き込みがあることもDV被害の端緒となり得る。また、被害者は、DVによる傷跡や破損した物を写真や動画で保存していることや、音声を録音して保存していることがあるので、確認することは有用である。

ただし、そのような資料がないからといって、そのことのみをもってDV被害はないと即断しないこと。

- (7) 本人の生活状況(態度)が、配偶者等との交際、同居、婚姻開始の前後で大きく変化(例えば、急に周囲との友人関係を絶つ等)したことが本人又は関係者等の言動等からうかがわれること
- (8) 関係機関やNGO団体、弁護士等からの情報提供や、友人や知人からの相談があること

2 DV被害者等を認知した場合の措置

- (1) 職員は、在留審査手続又は退去強制手続において、DV被害者等を認知したときは、その内容の軽重(深刻度)やDV被害者である可能性の程度にかかわらず、所属の部門等の長(首席審査官又は首席入国警備官)又は次席の者(統括審査官又は統括入国警備官)に速やかに口頭で報告した上、その指示を仰ぐなどして適切に対応する。

(注) DV被害者等の端緒となる情報に接した職員が、当該外国人がDV被害者等であることを看過したり、当該職員限りでDV被害者ではないと自己判断したりすることがないように留意する。上司に必ず情報共有・報告を速やかに行い、その指示を仰ぐなどしながら適切に行う。

- (2) 職員は、DV被害者等を認知したときは、当該DV事案又はDV事案である可能性が認められる事案(以下「DV事案等」という。)について、「DV被害者報告票」(以下「別記様式」という。)において報告を要する項目も踏まえた上で事情聴取を行うなどし、その事実関係を可能な限り明確にする。

その際、職員は、必要に応じ、別紙2の質問項目を活用する。

(注) DV被害者である可能性が認められる外国人については、事情聴取等によって事実関係を可能な限り明確にする手続の中で、DV被害者であるか否かを確認する必要がある。手続の俎上に載せることなく、当該外

国人のDV被害の可能性の端緒となる情報に接した職員限りで、DV被害者等ではないと即断することがないように留意する。

(3) DV被害者等の事情聴取において、特に留意すべき点は以下のとおりである。

ア DV被害者等は、心身に強いストレスを抱えていることが多いことから、事情聴取を行う場所等を配慮して選定するとともに、事情聴取が長時間にならないようにしたり、休憩時間を挟んだりするなどして、心身に負担をかけないように配慮して行うこと

イ DV被害者等が女性であるときは、でき得る限り女性の職員が行うこと

ウ 事情聴取は、DV被害者等の母国語を解する職員が行うか、又はDV被害者等の母国語の通訳を介して行うこと

エ DV被害者等の信頼感を損なうことがないように、その尊厳を尊重し、柔和な態度で不安感を払拭するよう努めること

オ 事情聴取の開始時に、聴取した内容は配偶者等（加害者）に知らせることはない旨を告知すること

カ DV被害者等は、本人自身にDV被害を受けている自覚がなく、自身が受けた被害を否定又は矮小化する、時系列に起きたことを話すことが難しいなどの傾向があることから、丁寧な事情聴取に努めること

キ 「あなたも悪かったのではないか」などとDV被害者等を責める言動は厳に慎み、二次被害を生まないよう留意すること

ク 国籍・地域、出身地等によって、女性に対する差別や暴力に関する考え方が異なることにも留意すること

(4) 聴取した内容については、DV被害者等の身分事項を含め、DV被害者等の配偶者等（加害者）又はその関係者である可能性がある者に知られることのないよう秘密保持に努めなければならない。特に、DV被害者等が配偶者等（加害者）から逃れ、女性相談支援センター等に身柄を保護されている場合は、DV被害者等の所在を明らかにすることによりDV被害者等に危害が及ぶおそれがあることに留意し、細心の注意を払わなければならない。

(5) 所属の部門等の長は、DV被害者等の事情聴取に当たり、必要があるときと認めるときは、その者が居住する地域に所在する配偶者暴力相談支援センターに連絡して協力を求めるものとし、日頃から関係強化に努めるものとする。

(6) 所属の部門等の長は、上記（2）の事情聴取を行うなどした結果、可能な限り明確になった事実関係に基づき、認知された外国人がDV被害

者であるか否かを最終的に確認する（必要に応じ、所属の部門等の長より上位の職員が最終的に確認することを妨げない。）。

当該外国人がDV被害者であることが確認されたときは、別記様式により速やかに本庁に報告する。

3 関係部門等との連携

職員が認知又は関係機関等から得たDV事案等に係る情報は、事務局に集約するとともに、関係課・部門、他の地方局等と連絡を密にし、また、引継ぎを確実に行うなど、DV事案等には連携して対処しなければならない。

4 関係機関への連絡等

- (1) 所属の部門等の長は、DV被害者と確認した外国人が、身体に対する暴力を受けていると認めたときは、その旨を、その者が居住する地域に所在する警察、配偶者暴力相談支援センターへ通報する。

なお、当該DV被害者が非身体的暴力を受けている場合であっても、その法益侵害の程度や被害者に与えるダメージは身体的暴力と変わらないこともあることなどを踏まえ、所属の部門等の長は、当該DV被害者が配偶者暴力相談支援センター等の支援を受けていない場合には、その支援の内容を説明した上で通報の意思確認を行い、通報することを希望した場合は、配偶者暴力相談支援センター等へ連絡する。

- (2) DV被害者の配偶者等（加害者）が刑法その他の刑罰法令に触れる行為を行ったと思料されるときは、当該配偶者等の氏名や被害状況等、事案の概要を警察に連絡する。

- (3) 上記（1）及び（2）の場合において、早急にDV被害者の身体の保護を図る必要があると認められる場合は、女性相談支援センターに連絡して協力を求める。

この場合、女性相談支援センターから通訳の紹介等の協力依頼があったときは、可能な限り協力するものとする。

- (4) 配偶者暴力相談支援センター等から、DV被害者の在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請（以下「在留資格変更許可申請等」という。）、退去強制手続の状況について相談を受けた場合は、当該DV被害者の個別の状況に応じ、適切に対応するものとする。

第4 DV被害者に係る在留審査手続

1 在留資格変更許可申請等がなされた場合の措置

- (1) DV被害者から在留資格変更許可申請等がなされた場合において、審査をした結果、在留資格の変更又は在留期間の更新を適当と認めるに足

りる相当の理由があると認められるときは、これを許可する。

なお、配偶者からの暴力を受け、配偶者の協力を得ることが困難であるとして、在留資格変更許可申請等に係る立証資料の一部が提出されない場合は、その他の提出された資料により審査を行う。

(2) 上記(1)により許可することが適当でないと認められる場合は、本庁に請訓する。

2 DV被害者が在留資格の取消事由に該当する場合の措置

DV被害者が、入管法第22条の4第1項各号に掲げる在留資格の取消事由に該当することが判明したときは、その原因が、配偶者の暴力に起因している場合又は起因していない場合のいずれであっても、事実関係を記載した上、本庁に請訓する。

3 DV被害者が旅券等を所持しない場合の措置

DV被害者に対して在留資格の変更又は在留期間の更新の許可をするに際し、当該DV被害者が配偶者からの暴力に起因して旅券を所持していないときは、在留資格証明書を交付する。なお、当該DV被害者が、その後領事館等から新たな旅券の発給を受け、証印転記の願出をしたときは、当該旅券に証印の転記をする。

第5 DV被害者に対する退去強制手続

1 違反事件の処理

退去強制事由該当容疑者（以下「容疑者」という。）がDV被害者であると判明した場合は、違反調査、違反審査、口頭審理等、所定の手続を速やかに進め、当該容疑者が本邦での在留を希望するなどして在留特別許可の申請を行った場合は、本庁に請訓する。

2 身柄の措置

DV被害者である容疑者に対して退去強制手続を進める場合は、当該容疑者が逃亡又は証拠の隠滅を図るおそれ大きい等、諸般の事情を考慮した上で、監理措置に付する又は仮放免すること（以下「監理措置決定等」という。）が相当でないときを除き、監理措置決定等の上で所定の手続を進めるものとする。

なお、監理措置決定等に際し、必要に応じ、女性相談支援センターに対して身体の一部保護等について協力を求めるものとする。

3 収容中の容疑者がDV被害者であることが判明した場合の措置

(1) 収容令書により収容されている容疑者がDV被害者であることが判明した場合は、上記1及び2に準じ事後の手続を速やかに進める。

(2) 退去強制令書が発付された者で、退去強制令書に基づいて収容中の者

がDV被害者であることが判明した場合は、DV被害の内容等を第3の2の(6)の報告とは別に、速やかに本庁に報告する。

第6 出張所における措置

出張所において、DV被害者等を認知した場合は、上局の事務局長に報告し、その指示を受けて措置するものとする。

DV防止法上の「暴力」の形態

DV防止法上、「暴力」とは、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう（第1条第1項）。

（注）以下に例示した行為は、DV被害の相談の対象となり得るものを記載したものであり、すべてがDV防止法第1条の「配偶者からの暴力」に該当するとは限らない点に留意すること。

1 身体に対する暴力

身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。

○「身体的暴力」の例：平手でうつ、足で蹴る、身体を傷つける可能性のある物で殴る、げんこつで殴る、刃物などの凶器をからだにつきつける、髪をひっぱる、首をしめる、腕をねじる、引きずりまわす、物を投げつける、胸ぐらをつかむ 等

（注）殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行使するもの。刑法第204条の傷害や第208条の暴行に該当する違法な行為。

2 心身に有害な影響を及ぼす行為

身体に対する暴力以外の、いわゆる精神的暴力又は性的暴力をいう。

○「精神的暴力」の例：大声でどなる、「誰のおかげで生活できているんだ」「かいしょうなし」「ビザの手続をしないぞ」「○○（国）へ帰れ」などと言う、パスポートを取り上げる、実家や友人とつきあうのを制限したり電話や手紙を細かくチェックしたりする、何を言っても無視して口をきかない、人の前でバカにしたり命令するような口調でものを言ったりする、大切にしているものをこわしたり捨てたりする、生活費を渡さない、外で働くなと言ったり仕事を辞めさせたりする、子どもに危害を加えるといっておどす、なぐるそぶりや物を投げつけるふりをしておどかす、長時間説教をする、眠らせない 等

（注）心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの。精神的な暴力については、その結果、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に至るなど、刑法上

の傷害とみなされるほどの精神障害に至れば、刑法上の傷害罪として処罰されることもある。

- 「性的暴力」の例：見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌をみせる、嫌がっているのに性行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しない 等

（注）嫌がっているのに性的行為を強要する等といったもの。夫婦間の場合であっても、刑法第177条の強制性交等罪に当たる場合もある。

質問項目の例

(注) 質問項目は本紙に記載する例に限られるものではない点に留意すること。

1 パートナーとの関係

- あなたとパートナーの関係について、教えてください。
- ☐ 法律的に結婚している配偶者（夫又は妻）
- ☐ 内縁関係（事実婚）にある配偶者（夫又は妻）
- ☐ 生活の本拠を共にする交際相手（彼又は彼女）
- ☐ その他（具体的に： ）
- あなたとパートナーの婚姻等の期間や同居期間について、教えてください。
- ☐ （法律婚・事実婚の配偶者の場合）婚姻期間（ 年 月）
- ☐ （生活の本拠を共にする交際相手の場合）交際期間（ 年 月）
- ☐ （いずれの場合も）同居期間（ 年 月）
- あなたと一緒に同居して生活しているパートナー以外の家族について、教えてください。
- ☐ あなたとパートナーとの間の実子 人
- ☐ あなたの連れ子 人又はパートナーの連れ子 人
- ☐ その他（具体的に： ）

2 身体に対する暴力

- パートナーは、あなたを平手で打ったり、痣をつくらせたりしたことがありますか。
- パートナーは、あなたを蹴ったり、髪を引っ張ったりしたことがありますか。
- パートナーは、あなたを殴るふりをして、鼻先で止めたりしたことがありますか。
- パートナーは、あなたの襟元をつかみ、壁に押しつけたりしたことがありますか。
- パートナーは、あなたに暴力をふるった後に、急に優しくなったり、あなたに謝ったりしますか。
- パートナーは、子どもに暴力をふるうことはありますか。

3 精神的暴力

- パートナーは、あなたがあなたの友達や両親と交際するのを嫌がりますか。

- パートナーは、あなたが外出したり、帰宅が遅くなると怒ったりしますか。
- パートナーは、あなたが外出するとしつこく携帯に電話してきたり、どこで誰と会っていたかをチェックしたりしますか。
- パートナーは、あなたを「バカ」などと罵ったり、無視したりしますか。
- パートナーは、「別れるなんて許さない」、「別れるくらいなら自殺する」などと言ったりしますか。
- パートナーは、不機嫌になると壁を殴ったり、物に八つ当たりしたり、大声で怒鳴ったりしますか。
- パートナーは、上手くいかないことを、すべてあなたのせいにしますか。
- パートナーは、あなたが作った料理を「まずい」と言って捨てたり、あなたが用意した食事を無視して食べなかったりしますか。
- パートナーは、子どもについて、「お前の育て方が悪いからだ」、「お前に似ているからだ」などと言ったりしますか。
- パートナーは、あなたが大事にしている物を壊したり、ペットをいじめたりしますか。
- あなたは、パートナーが、車の運転中に怒り、暴走運転をするので恐怖を感じていませんか。
- パートナーは、あなたを長時間説教したり、眠らせなかったりしますか。
- パートナーは、あなたのパスポートを取り上げたり、あなたが日本に滞在するための手続に必要な書類をあなたに渡してくれないなど手続に協力してくれなかったり、「帰国してしまえ」などとあなたに言ったりしますか。

4 （精神的暴力のうち）経済的暴力

- パートナーは、あなたの家計のやりくりが下手だと言って、家計をチェックしたりしますか。
- パートナーは、あなたに必要な生活費を渡していますか。
- パートナーは、あなた名義のカードで、払えないようなキャッシングをしたり、買い物をしたりしますか。
- パートナーは、あなたが働いた収入の分だけ、あなたに渡す生活費を減らしたりしますか。
- パートナーは、あなたに貯金をさせないようにしますか。
- パートナーは、あなたにお金を持たせないようにしたり、あなた自身が働いてお金を得ることを許さなかったりしますか。

5 性的暴力

- パートナーは、あなたに性行為を強要しますか。
- パートナーは、避妊をしない、妊娠したら産むべきだなどと言いますか。
- パートナーは、あなたに嫌なポルノビデオを見せたり、同じことをしようとしますか。
- パートナーは、あなたが嫌なのに、あなた以外の人とも性関係を持っていますか。
- パートナーは、あなたに性感染症をうつしたことがありますか。
- パートナーは、あなた自身が望まない中絶を要求し、あなたはそれに従ったことがありますか。

6 心の状態

- あなたは、パートナーの機嫌が悪くならないように、いつも神経を張り詰めて生活していませんか。
- あなたは、パートナーと会話したくても、非難され、無視されるので、孤独感を感じていませんか。
- あなたは、パートナーが今日は帰らないと聞くと、ホッとしませんか。
- あなたは、パートナーを怒らせないために、諦めたことがありますか。
- あなたは、こんな状況を誰にも話せない。話したらもっと辛いことが起きると思っていますか。

D V 被害者報告票

センター

出入国在留管理局

支局

出張所

身 分 事 項	国籍・地域		氏名			
	性別	男・女	生年月日	年	月	日 (歳)
	入国日	年 月 日				
	在留資格・期間			在留期限	年	月 日
	住居地					
	在留カード番号					
端 緒	被害者認知の状況					
D V 被 害 の 状 況	配偶者等（加害者）身分事項	※配偶者等（加害者）との関係性を必ず確認し、記載する。				
	家族状況					
	被害の種類	身体に対する暴力 ()				
		心身に有害な影響を及ぼす言動 ()				
	被害の状況	※被害を受け始めた時期、現在までの被害の状況について必ず確認し、記載する。現在は安全で被害を受ける危険がないという場合は、被害の終期が分かるように記載する。				
保 護 措 置 状 況	本人の意思	☐ 配偶者暴力相談支援センターへの通報を希望 ☐ 女性相談支援センターでの保護を希望 ☐ 通報拒否 ☐ 警察官への通報を希望 ☐ その他：				
	通報日時等	無・有 ☐ 通報日時： 年 月 日 時 分頃 ☐ 通報先： ☐ 担当者名：				
	措置（通報）結果 又は 通報拒否の理由	※既に他の関係機関から保護を受けている場合は、当該関係機関による保護の内容・状況を記載する。				
に 在 留 ・ 措 退 置 去 状 手 続	☐ 在留期間更新許可申請受付（申請番号： ） ☐ 在留資格変更許可申請受付（申請番号： ） ☐ 在留資格取消手続を終止の上、在留資格変更許可申請を勧奨 ☐ 在留資格取消手続の審理を進めた上で、本庁請訓予定 ☐ 違反調査中 ☐ 違反審査中 ☐ 口頭審理中 ☐ 異議申出中 ☐ 在留特別許可の申請につき本庁請訓予定 ☐ 収令監理措置決定（監理措置決定番号： ） ☐ 退令監理措置決定（監理措置決定番号： ） ☐ 収令仮放免許可（仮放免番号： ） ☐ 退令仮放免許可（仮放免番号： ） ☐ 退去強制令書発付処分後の事情変更につき、本庁へ報告予定 ☐ その他					
特 記 事 項	※当該被害者に扶養（監護養育）しなければならない児童がある場合、その児童の保護措置等について記載する。					
作 成 年 月 日			作 成 者			

※ 本報告票には、適宜関係記録の写し等を添付すること。